

孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託 に係る公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託に係る事業者の募集・選定手続等について、必要な事項を定めるものである。

受託者の選定については、予算の範囲内で、ドローンに係る専門的知見やノウハウを有する事業者からの提案を受け、その企画内容を審査、評価した上で仕様書を確定する方がより孤立可能性集落の状況を反映した調査結果報告が期待できるため、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により決定する。

本要領及び附属する文書の記載事項は、プロポーザル参加者及び受託者が遵守すべき事項を定めたものであり、プロポーザル参加者はこれらを理解した上で企画提案を行うこと。

2 委託内容

- (1) 業務の名称
孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託
- (2) 業務内容
別紙1 仕様書のとおり。
- (3) 委託費の上限額
10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 委託業務期間
契約締結日から令和7年12月31日まで

3 委託業者の選定

企画提案書に基づく審査を行い、最も優れた提案者を業務委託予定者として選定する。

4 委託業者決定までのスケジュール

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 募集要領の公表 | 令和7年5月1日（木） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和7年5月12日（月） |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和7年5月14日（水） |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和7年5月19日（月） |
| (5) 参加資格確認通知 | 令和7年5月21日（水） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年5月26日（月） |
| (7) 審査実施日（対面・オンライン併用） | 令和7年5月28日（水） 予定 |
| (8) 審査の結果発表及び通知 | 令和7年5月30日（金） 予定 |
| (9) 仕様書協議・見積書徴取 | 令和7年6月上旬予定 |
| (10) 契約 | 令和7年6月上旬予定 |

5 質問書の受付

質問については、「公募型プロポーザル募集要領等に関する質問書（第1号様式）」により以下のとおり提出すること。

なお、訪問や電話による質問には応じない。

(1) 提出期限

令和7年5月12日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法

福島県災害対策課へ電子メール (saigai@pref.fukushima.lg.jp) により提出すること。

※ 送信後は必ず電話にて送付した旨連絡すること。

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年5月14日(水)までに福島県ホームページへの掲載により回答する(個別の回答は行わない。)

なお、回答にあたっては、質問のあった参加者名は表示しない。

6 参加資格に関する事項

プロポーザルに参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成22年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 県と円滑に連絡調整できるよう体制を整えておける者であること。

(8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

【参考】

地方自治法施行令抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理者として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき課題な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

7 参加資格の確認手続

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託プロポーザル参加申込書（第3号様式）」（以下「参加申込書」という。）及び「会社概要（第5号様式）」を以下により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年5月19日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県災害対策課へ電子メール、直接持参又は郵送（簡易書留）のいずれかにより提出すること。※電子メールにより提出した場合は、電話にて送付した旨を連絡すること。

(3) 結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年5月21日（水）までに文書により通知する。

なお、参加者として資格を有しない者に対しては、資格を有しないと判断した理由を付して通知を行うものとする。

8 企画提案書等の提出に関する事項

当プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書の提出を行った上で、別紙1仕様書(案)に基づいた企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月26日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法

福島県災害対策課へ、紙媒体及びデータで提出すること。紙媒体については、直接持参又は郵送(簡易書留)のいずれかにより提出すること。データについては、PDFファイルを電子メールにより提出すること。

あわせて審査参加方法(対面又はオンライン)について希望を回答すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

- ・仕様書(案)に基づき、県において複数の提案を公正に比較できるよう、企画提案は具体的に記載すること。
- ・仕様書(案)に記載のない内容について、有益な追加提案がある場合は記載すること。

イ 費用見積書(任意様式)

- ・宛名は福島県知事とすること。
- ・経費区分が分かるように具体的に記載すること。

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類(任意様式)

(4) 紙媒体の提出部数

6部

(5) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があることに留意すること。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に重大な不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本募集要領に違反すると認められる場合

キ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が企画提案書を提出した場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(6) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者が、複数の企画提案書の提出を行うことは認めない。

(7) 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(8) 費用負担

プロポーザルに要する経費等(企画提案書等の作成・提出等)は、すべて参加者の負担とする。

(9) その他

- ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあることに留意すること。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

9 審査方法及び結果の通知

(1) 審査方法

各参加者は、対面又はオンラインの希望するいずれかで審査を受けることができる。

各参加者からの企画提案書等の提出を受け、別紙2「孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託の審査基準等」により審査を行い、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ただし、審査員5人の総得点が300点（6割）未満の場合は、選定しないものとする。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者が多数だった場合は、書類審査を実施し、審査の対象者を選定する。

(2) 審査の実施

ア 実施日

令和7年5月28日（水）（予定）

※実施時間等の詳細は、参加申込のあった者（失格を除く。）に対して、個別に通知する。

イ 場所（対面審査の場合）

福島県庁

※詳細は、アと合わせて通知する。

ウ 時間配分

各参加者につき、説明20分以内、ヒアリング（質疑応答等）10分程度とする。

エ 説明内容

提出された企画提案書に基づく説明を受けるものとし、新たな資料の使用は認めないものとする。（対面審査の場合、説明に使用するモニターは、県のモニターを使用可能とする。）

オ オンライン審査の使用アプリ

県が開設するZOOMに参加者が参加する形式により実施する。

(3) 結果の通知

審査結果は、令和7年5月30日（金）（予定）までにプロポーザル参加者全員に通知するとともに、福島県ホームページで公表する。

10 契約等に関する事項

(1) 仕様書の協議・契約方法等

県は本業務に関して最も優れた提案を行った者（業務委託予定者）と仕様書の協議を行い、協議が整った場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により契約書を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を反映して決定するものとするが、提案内容のとおり反映されない場合もあることに留意すること。

なお、協議の結果、契約締結までに至らなかった場合や、業務委託予定者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と改めて協議を行う。

（２）契約金額

（１）の協議結果を反映した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し契約金額を決定する。
なお、見積金額は２（３）に示した上限価格を超えないものとする。

（３）契約保証金

契約相手となった者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（４）委託料の支払方法

契約相手となった者との協議により決定する。（基本は業務完了後の精算払いを想定。）

（５）その他

- ・ 県は、契約に当たって採用した提案について変更を求めることができることとする。
- ・ 企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

11 その他

- （１）本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。
- （２）本プロポーザルにおいて提出された書類は、業務委託予定者の選定作業以外には使用しない。
また、書類の記載内容等を確認するため、提案者等に問合せをすることがある。
- （３）本プロポーザルに係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

12 問合せ先及び各種書類の提出

福島県災害対策課 担当：藤田
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（北庁舎 3 階）
電話 024(521)7194 F A X 024(521)7920
メールアドレス saigai@pref.fukushima.lg.jp